

令和9年度水戸市立中学校等「自然体験教室」事業者募集概要

1 目的

水戸市立学校等「自然体験教室」事業者募集は、中学第2学年及び義務教育学校第8学年時に実施する自然体験教室において、運送、宿泊、その他旅行に関するサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする業務、その他必要な事務作業等を安全かつ円滑に行うことで、自然体験教室の目的を達成することを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 名称 令和9年度水戸市立学校等「自然体験教室」
- (2) 内容 「令和9年度水戸市立学校等「自然体験教室」事業内容」のとおり

3 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

事業開始後において、虚偽や違反があった場合、資格を解除するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定等により、水戸市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (2) 水戸市有資格請負業者名簿（委託業務・施設維持管理業等）に登載されている者にあつては、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年4月1日水戸市規程第5号）の指定に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。また、名簿登載者以外の者にあつては、当該規程の別表第3、4各号に掲げる入札参加資格停止措置基準に該当していないこと。
- (3) 宗教活動、政治活動を主目的とせず、継続的に公益的な社会貢献活動を行う法人又は団体であること。
- (4) 水戸市暴力団排除条例（平成24年3月28日水戸市条例第2号）に規定する暴力団員又は暴力団員等ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 法人格を有し、かつ本事業の内容を十分理解した上で、業務を円滑に遂行できること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 水戸市内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む。）を置く者であること。
- (9) 観光庁長官又は茨城県知事による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けていること。
- (10) 過去3年以内（令和5年度から令和7年度まで）に、中学校及び中等教育学校における県外での活動に係る教育旅行の受託実績があること。
- (11) 1学級1人以上の添乗員が配備できること。

4 公募方法

公募に関する情報は、水戸市ホームページにおいて、次のように提供する。

- (1) 公募期間
令和8年4月20日（月）から令和8年5月15日（金）正午まで

- (2) 配布資料
 ア 令和9年度水戸市立中学校等「自然体験教室」事業者募集概要
 イ 令和9年度水戸市立中学校等「自然体験教室」事業内容
 ウ 提出用様式（様式1、2）

- (3) 配布方法
 水戸市ホームページよりダウンロードすること。

- (4) 日程

内 容	日 程
公募開始（市ホームページ掲載）	令和8年4月20日（月）
参加表明書等提出期限	令和8年5月15日（金）正午まで
選定委員会の開催（書面審査）	令和8年5月下旬（改めて通知）
選定結果通知・公表	選定委員会実施後速やかに

※ 日程は、変更になる場合があります。

5 参加表明書等の提出

参加希望者（以下「希望者」という。）は、次の書類を提出し、その提出をもって本募集概要の記載内容を承諾したものとみなす。

- (1) 提出書類

① 「様式1 参加表明書」（以下「表明書」という。）

② 事業者に関するもの（各1部提出）

ア 定款、規約又はそれに類するもの

イ 国税、県税及び市税の完納証明書

ウ 事業者の概要が分かる資料

エ 観光庁長官又は茨城県知事による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けていることが分かるもの

オ 表明書を提出する日の属する事業年度の事業計画書、予算及び前年度決算又はそれに類するもの

③ 会社の概要（6部）

ア 経営の基本理念

イ 業務内容と実績（下記ウ以外の実績）

ウ 直近3年間（令和5年度から令和7年度）における年度ごとの中学校及び中等教育学校における県外での活動に係る教育旅行の受託実績

エ 添乗員の配備可能人数（本市立中学校等の最大学級数9学級（令和8年度第1学年）及び確保策

【会社の概要に関する留意事項】

（ア）表紙・目次・本編で構成し、可能な限り分かりやすく平易な表現を用いること。
 （白黒・カラーいずれも可）

（イ）本編は、A4判長辺綴じ、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合は、A3判を折り込んで作成するものとする。

- (2) 希望者は、提出期限（令和8年5月15日（金）正午必着）までに、表明書等（上記①～③）を水戸市に郵送又は持参すること。

- (3) 表明書等を持参して提出する際は、事前に下記連絡先へ開所時間内（開所日の午前8時30分から午後5時まで）に連絡し、水戸市が指定する日時に提出すること。

【提出先・連絡先】

水戸市教育委員会 総合教育研究所 教育研究課 担当：大須（おおす）、内田
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-5 TEL:029-244-1331

- (4) 表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年5月20日（水）午後5時までに「**様式2 辞退届**」を提出することにより、辞退を認める。提出方法は、前3号と同様とする。

6 水戸市立学校等「自然体験教室」選定委員会における事業者の選定

(1) 選定委員会の開催

ア 実施日

令和8年5月下旬（参加者に改めて通知）

イ 実施方法

書面審査（プレゼンテーションは実施しない。）

(2) 選定方法等

ア 事業者の選定に当たっては、水戸市立学校等「自然体験教室」選定委員会を設置し、同委員会において選定するものとする。

イ 提出書類の内容を精査し、「3 参加資格」を満たす全ての事業者を選定するものとする。
なお、審査は非公開とする。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、参加者に対し、参加資格を満たす全ての事業者の名称を文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

なお、選定経緯及び選定結果等に関する問合せ及び異議等は、一切受け付けない。

7 生徒向け会社概要紹介資料（スライド）の提供

参加資格を満たす全ての事業者は、生徒向け紹介資料（スライド）を提供する。

(1) 紹介資料（スライド）の内容

- ・ 会社の概要
- ・ 実績
- ・ 会社の強み
- ・ 本事業におけるモデルプラン（3企画程度）の提案 など

(2) 紹介時間

5分程度とする。

(3) 提出締切日

令和8年5月22日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

電子メールで、下記のメールアドレス宛て提出すること。

メールアドレス：souken@city.mito.lg.jp

8 各学校における事業者の選定

各学校で校内選定委員会を開催し、上記6の水戸市立学校等「自然体験教室」選定委員会において選定された、参加資格を満たす事業者から、生徒が最終事業者を選定する。

(1) 第1回校内選定委員会

ア 対象事業者

参加資格を満たす全ての事業者

- イ 実施場所
各学校（全16校）
 - ウ 実施期間
令和8年5月28日（木）～6月26日（金）
 - エ 実施方法
各学校において、参加資格を満たす全ての事業者から提供された上記7資料（スライド）をもとに、生徒が複数事業者を選定する。
 - オ 選定結果
全16校の選定が終了次第、水戸市から参加資格を満たす全ての事業者へ連絡する。
- (2) 第2回校内選定委員会
- ア 対象事業者
各学校が第1回校内選定委員会で選定した複数事業者
 - イ 実施場所
各学校（全16校）
 - ウ 実施期間
【令和9年5月～令和9年9月に実施する学校】
令和8年6月29日（月）から令和8年7月17日（金）までの間で各学校が指定する日
【令和9年10月～令和10年2月に実施する学校】
9月以降を予定（決定次第、連絡します。）
 - エ 実施方法
 - ・ 複数事業者によるプレゼンテーションを実施し、生徒が最終事業者1社を選定する。
 - ・ プレゼンテーションの実施日時、発表時間、その他留意事項は別途通知する。
 - オ 提出資料
 - ・ 企画書
 - ・ 参考資料（提出は任意）
 - カ 選定結果
【令和9年5月～令和9年9月に実施する学校】
7月下旬
【令和9年10月～令和10年2月に実施する学校】
9月予定

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 事業開始までの間に市長の指名停止の措置を受けた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 書類の提出について、定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
- (5) 書類等の提出について、記載された事項が「募集概要」及び「会社概要に記述する内容」に適合しない場合

10 その他留意事項

- (1) 本公募に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第4号）に基づく

開示請求の対象となる。

- (3) 提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加者が負うものとする。
- (4) 本公募は、令和9年度予算の成立を前提にした準備行為として行うものである。このため、本事業予算が不成立の場合、本事業の一部若しくは全部を実施しないことがある。
- (5) 本募集概要に定めのない事項が生じたときには、公正性を考慮の上、適宜本市が判断するものとする。